

◆高崎市小水道条例施設の検査頻度

(1) 毎日検査

番号	項目	検査回数
一	色、濁り、残留塩素	1回/1日

(2) 省略できない項目

①1月に1回行う検査

番号	項目	検査回数
1	一般細菌	1回/1か月
2	大腸菌	

②1年に2回行う検査

番号	項目	検査回数
39	塩化物イオン	2回/1年
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	
48	pH値	
49	味	
50	臭気	
51	色度	
52	濁度	

(3) 水源等の環境及び過去の検査結果により省略・軽減できる項目

X=原水の水質が変化するおそれがない場合の過去1年間の水質検査結果

番号	項目	高崎市小水道条例の省略の判断基準	検査回数		
			← 水質良好		→ 水質悪化
			基準値=1 X ≤ 1/10	基準値=1 1/10 < X ≤ 1/2	基準値=1 1/2 < X ≤ 1
9	亜硝酸態窒素	・原水、水源及びその周辺の状況等から検出されるおそれがないと認められる場合で、過去1年間の水質検査において水質基準値の1/10を超えたことがない場合は省略可能。 ・省略する場合も5年に1回は検査を実施	1回/5年	2回/1年	
10	シアニ化物イオン及び塩化シアン				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				
22	塩素酸				
23	クロロ酢酸				
24	クロロホルム				
25	ジクロロ酢酸				
26	ジブロモクロロメタン				
27	臭素酸				
28	総トリハロロメタン				
29	トリクロロ酢酸				
30	ブロモジクロロメタン				
31	ブロモホルム				
32	ホルムアルデヒド				
3	カドミウム及びその化合物	・原水、水源及びその周辺の状況等から検出されるおそれがないと認められる場合で、過去1年間の水質検査において基準値の1/2を超えたことがない場合は省略可能。 ・省略する場合も、5年に1回は検査を実施	1回/5年	2回/1年	
4	水銀及びその化合物				
5	セレン及びその化合物				
6	鉛及びその化合物				
7	ヒ素及びその化合物				
8	六価クロム化合物				
12	フッ素及びその化合物				
13	ホウ素及びその化合物				
14	四塩化炭素				
15	1,4-ジオキサン				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				
17	ジクロロメタン				
18	テトラクロロエチレン				
19	トリクロロエチレン				
21	ベンゼン				
33	亜鉛及びその化合物				
34	アルミニウム及びその化合物				
35	鉄及びその化合物				
36	銅及びその化合物				
37	ナトリウムその化合物				
38	マンガン及びその化合物				
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				
41	蒸発残留物				
42	陰イオン界面活性剤				
45	非イオン界面活性剤				
46	フェノール類				
20	ペルフルオロ(オクタン〜スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	・原水、水源及びその周辺の状況等から検出されるおそれがないと認められる場合で、過去1年以内の水質検査において基準値の1/5を超えたことがない場合、又は基準値の1/10を超えたことがない場合は検査回数の軽減又は省略可能。 ・省略する場合も、5年に1回は検査を実施。	基準値=1 X ≤ 1/10	基準値=1 1/10 < X ≤ 1/5	基準値=1 1/5 < X ≤ 1
			1回/5年	1回/2年	2回/1年

(4) 水源の種類により省略できる項目

番号	項目	高崎市小水道条例の省略の判断基準	検査回数
43	ジェオスミン	・湖沼等の停滞水源でない場合は省略可能 ・省略する場合も、5年に1回は検査を実施	・湖沼等の停滞水源の場合は1年に2回検査を実施 ※カビ臭の原因となる藻類の発生時期に実施する。 ・湖沼等の停滞水源でない場合も5年に1回は検査を実施
44	2-メチルイソボルネオール	・湖沼等の停滞水源でない場合は省略可能 ・省略する場合も、5年に1回は検査を実施	・湖沼等の停滞水源でない場合も5年に1回は検査を実施